

千葉県

新型コロナウイルス感染症対応特別資金

制度概要

利子補給対象融資額が拡大されます！
3,000万円→4,000万円

県制度融資において、

○ **実質無利子※・無担保・元金据置最大5年間の融資**が可能。

※千葉県では事後的に利子相当額をキャッシュバックする方式を採用します。

○ 信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の **保証料が半額又はゼロ**になります。

○ 既往融資で信用保証付きのもの **借り換えも可能**。

補助概要

新型コロナウイルス感染症対応特別資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下のとおりとなります。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (小規模のみ。事業性のあるフリーランスを含む)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 補助対象融資 : **4,000万円（上限）7月6日申込分**から
- 補助期間 : 保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間 : 10年以内（うち元金据置期間5年以内）
- 担保 : 無担保
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を
満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

裏面のQ & Aもご覧ください。

Q & A



それぞれの保証を利用する要件は？

セーフティネット保証4号 売上減少20%以上

セーフティネット保証5号 売上減少 5%以上

危機関連保証 売上減少15%以上

いずれかの認定書を市町村から取得する必要があります。



既に無利子分で3,000万円、有利子分で1,000万円
の融資を受けています。この場合はどうなりますか？

有利子分1,000万円を無利子分に借り換えていただくことが
できます。まずは融資を受けている金融機関にご相談ください。



その場合、市町村認定書を再度取得する必要が
あるのですか？

同一の保証を利用する限り、その必要はありません。



借り換えでも元金据置を設定してもらえますか？

融資条件を満たせば、借り換えについても、実質無利子・
無担保・元金据置最大5年間が適用されます。

※ 取扱金融機関については、県ホームページをご覧ください。



□ 問合せ先 千葉県商工労働部経営支援課
□ 電話番号 043-223-2707